

子ども医療費給付制度

4月から子ども医療費の窓口負担金無償化が始まりました

本市の子どもの医療費に係る助成制度について、これまで「自動償還払い方式」と「現物給付方式」の2つの方式により助成を行っていましたが、令和7年4月1日診療分からは自動償還払い方式を廃止し、現物給付方式のみによる給付に変更になります。

※現物給付方式とは、子どもが県内の医療機関等を受診した際に、「子ども医療費給付受給資格者証(淡いピンク色)」を提示すると、保険診療による自己負担額のお支払いがなくなる方式のことです。

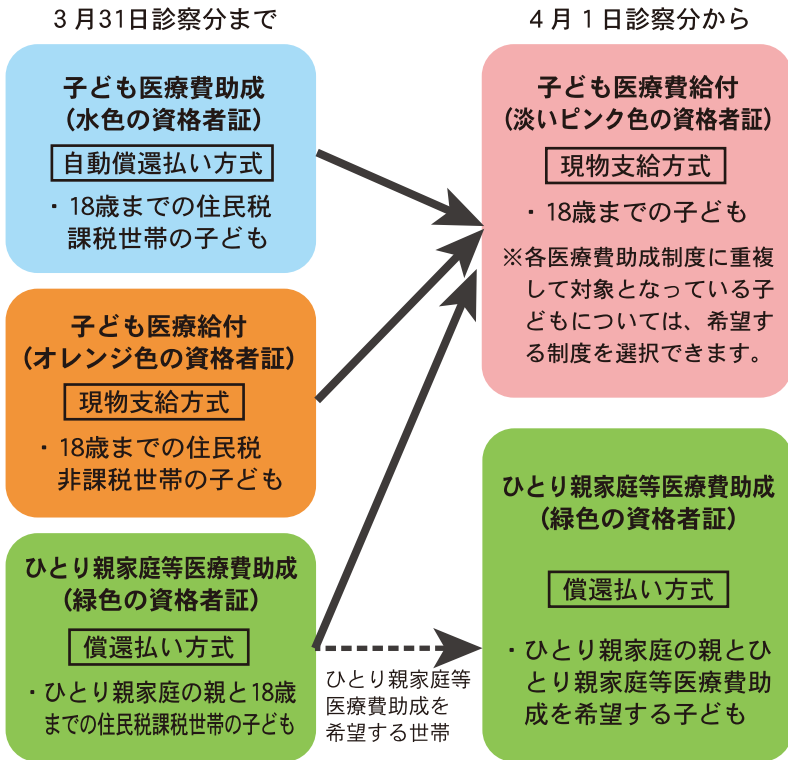
■対象となる子ども(次の①～③の全ての条件を満たす必要があります。)

①年度初日(4月1日)の年齢が18歳未満である

②健康保険に加入している

③本市に住所を有する保護者に監護されている

※ひとり親家庭等医療費助成および重度心身障害者医療費助成の対象となる子どもについては、医療費助成制



度を選択することができ、す(いずれの医療費助成制度を選択するかについては、「医療費助成制度意思確認書」により確認します)。

代などは除く・通院、調剤、訪問看護、柔道整復療養費等※医療機関等の窓口で受給資格者証を提示しなかった場合や県外の医療機関等を受診した場合は、窓口での支払いが必要です。窓口にて自己負担額を支払った後、領収書等を持参の上、健康・子ども課で申請手続きを行ってください。

枕崎市奨学金返還支援補助金について

経済的理由により奨学金の貸与を受けた者が本市に定住し、市内事業所に就職する場合において、若者が抱える奨学金の返還による経済的な負担軽減を図るとともに、人材の確保および労働者の定着と若者が暮らしやすいまちづくりに資するため、本市に居住かつ就労した者に係る奨学金の返還に対し補助金を交付します。

補助対象となる奨学金

- 独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金
- 枕崎市奨学金
- その他市長が認める奨学金など

補助対象者

- 大学・高校等を卒業(修了)した方
- 令和5年3月1日以降に市内事業者(中小企業者等に就職し、1年以上継続して雇用されている方、又は、

補助金の額

- 補助金の交付申請を行う前年度の奨学金返還額の全額ただし、年間20万円を限度
- 補助期間の累計は10年間(1人当たり最大200万円)
- 申込み・問合せ 教育委員会教育総務課 TEL761346

共通事項

- ・対象となるのは、保険診療が適用された入院・通院・調剤・訪問看護・柔道整復療養費です。
- ・保険診療外(予防接種、入院時の食事代等)や災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は助成対象外です。
- ・社会保険等の方で高額療養費および付加給付金がある場合は、先に高額療養費の申請手続きをしてから決定通知書と領収書(原本)を提出してください。自己負担額から決定額を控除した額を助成します。
- ・診療月の翌月から申請できます(申請の期限は診療月から2年間)。
- ・助成金振込日が金融機関の休業日の場合は、前営業日の振り込みとなります。

重度心身障害者医療費助成制度

対象者	①身体障害者手帳の1級または2級の方 ②知的指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害者の方 ③身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方 ④精神障害者保健福祉手帳の1級の方(入院分を除く)
所得制限	【所得額】3,604,000円(扶養親族1人当たり380,000円加算) 扶養親族の年齢によって加算額が変わります
支給方法	自動償還払い(医療機関窓口で一旦支払い、後日市から振込) 医療機関等の窓口で受給資格者証を提示して支払いを行うと、支払った保険診療一部負担金が市から振り込まれますので、福祉課での申請手続きは不要です。 
助成金振込日	・医療機関で支払いを行った月の概ね2カ月後の26日 (例：1月に支払った分は3月に振込予定) ・福祉課で申請手続きをした場合は、申請した月の翌月26日
手続等	受給資格者証を提示しなかった場合や県外の医療機関等を受診した場合などは、領収書等をご持参のうえ、福祉課で申請手続きを行ってください。(郵送も可能です。)

ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	・ひとり親家庭等の父または母及び児童 (離婚、父または母の死亡・障害・生死不明・遺棄・拘禁・保護命令・未婚など) ・父母のない児童 ※子どもが子ども医療費給付制度を利用している、父または母は助成を受けられます。 ※子どもが18歳に達する日以後、最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満まで)が対象です。
所得制限	【所得額】2,080,000円(扶養親族1人当たり380,000円加算)
支給方法	償還払い(医療機関等窓口で一旦自己負担分を支払い、健康・子ども課で申請手続きを行った後、市から振り込まれます。)
助成金振込日	健康・子ども課に申請した月の翌月18日
手続等	受給資格者証、印鑑、医療機関の領収書等を持参のうえ、健康・子ども課で申請してください。郵送での申請も可能です。

※複数の医療費助成制度の対象となってる方については、本人の希望する制度を選択できます。

■担当窓口が変更になります。
令和7年4月から、各医療費助成の担当窓口が次のとおり変更になりました。

重度心身障害者医療費助成制度	福祉課障害福祉係(11番窓口) TEL76-1197
ひとり親家庭等医療費助成制度	健康・子ども課子育てサポート係(5番窓口) TEL73-5612
子ども医療費給付制度	